

会社法 No. 2

オーストラリアの株式会社

オーストラリアの株式会社は Public Company と Proprietary Limited に大きく分類されます。

Public Company は株式市場に上場出来ませんが Proprietary Limited は上場出来ません。

Public Company は Company Limited と No Liability Company に細分化されます。

Proprietary Limited 及び Company Limited の株主は未支払い分の額面分に対して責任を負いますが No Liability Company の株主は責任を負いません。

但し、No Liability Company は Mining Company のみに適応されます。Mining Business は多くのビジネス・リスクを伴う為、例外的に株主の責任が軽減されております。しかし、銀行やサプライヤー等の債権者は Mining Company と取引をする場合ビジネス・リスクが高い事を考慮する必要があります。

従って鉱山会社に株主として投資する際は No Liability (NL) の会社を選ぶ方がビジネス・リスクが低い場合があります。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所